

## 【12月23日支給開始】 子育て世帯への臨時特別給付金のお知らせ

主催	加古川市
内容	<p>児童手当（特例給付に該当する所得の家庭を除く）を受け取りしている方の口座へ児童1人につき5万円を振り込みます（プッシュ型支給）。児童がいる世帯のうち9割以上は<u>手続不要</u>です。                  ※児童手当を受けていない高校生のみがいる世帯や所属庁から支給を受けている公務員世帯でも市が所得や口座情報を把握可能である場合はプッシュ型支給を行います                  ※市が所得や口座情報を未把握である場合は申請が必要となります。</p> <p>加古川市議会の承認後、以下のスケジュールで予定しています。</p> <p>●スケジュール                  12月16日 受給対象見込みの世帯へ通知文を発送                  12月23日 児童手当受給世帯へ支給                  1月13日 高校生等・公務員世帯へ支給                  ※令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に生まれた新生児にかかる給付金については、1月以降に順次、対象者へ通知を発送し、プッシュ型支給を行う予定。</p> <p>●その他                  ・臨時特別給付の残りの5万円分の給付方法については国の動向を見極めながら、本市においても現在検討中です。                  （ <u>初めて</u> ・ 恒例 ・ ●回目 ）</p>
対象（参加者）	0歳から18歳までの児童（平成15年4月2日から令和4年3月31日生まれ）を養育する世帯 約24,000世帯（対象児童数は約40,000人）
申込先・方法	9割以上の世帯は申請不要です。申請が必要な方は、通知文に記載している方法（電子申請又は書類の提出）で申請していただきます。
目的・背景 その他	11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を受けて本給付金の支給を実施します。
市ホームページ	<u>掲載済み</u> ・ 掲載予定（●月●日） ・ 掲載しない
広報かがわ	●月号に掲載 ・ <u>1月号に掲載予定</u> ・ 掲載しない

問合せ

加古川市 家庭支援課（担当：金川・中川）  
☎079-427-9150（内線2852）